

## 不当労働行為を謝罪せよ!

### 中津川で不当労働行為を 行ったつもりはない!?

本部は本日、窓口折衝の場において会社側から申8号（『申4号』の会社回答に関する申し入れ）の回答を受けました。申4号は、いわゆる中津川事件について最高裁判所が中央労働委員会の不当労働行為救済命令を支持し、会社の上告を棄却し上告審として受理しない決定を下したことに基づき、不当労働行為を直ちにやめ、J R 東海労に謝罪することを申し入れたものです。しかし会社は申4号について、中央労働委員会はこの事件についてポストノータイスの必要を認めていないなどとして謝罪を拒否したことから、再度謝罪を求めて申8号を申し入れていたものです。しかし、またもや会社は謝罪を拒否し、誠意のない回答に終始しました。

申8号の回答とやりとりは以下の通りです。

#### 《申8号と会社回答》

1. 最高裁判所決定により、中津川運輸区における管理者の言動、行為が不当労働行為にあたりと認定されたことに関する会社の見解を明らかにすること。

#### 【回答】

今後も法令遵守に努めていく

2. 最高裁判所の決定に基づき、J R 東海労に対して謝罪する意思はないのか、あらためて明らかにすること。

#### 【回答】

（謝罪の意思は）ない。

3. 会社は「今までも不当労働行為は行っていない」さらに「不当労働行為は今後も行わない」と回答したが、現に最高裁判所で不当労働行為があったと認定されたのである。この回答は最高裁判所決定を蔑ろにするものである。会社の見解を明らかにすること。

#### 【回答】

今後も不当労働行為は行わない

4. 不当労働行為について謝罪しないことは、不法行為を繰り返すことである。JR東海労に対し謝罪することをあらためて申し入れる。

【回答】

そのようなつもりはない。

組合：謝罪の意思はない、とする根拠を明らかにすること。

会社：会社の判断である。意思はあるかと尋ねられたので「ない」と回答している。

組合：今後も不当労働行為は行わないということは、中津川で不当労働行為を行ったつもりはないということか。

会社：そうである。

組合：最高裁決定により、会社が不当労働行為を行ったことが認定された。あらためて謝罪を要求する。

会社：そのつもりはない。

以 上